

第二長寿園指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護） 事業運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人長寿会が開設する第二長寿園指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の事業（以下「事業」という。）は適正な運営を確立するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適切な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 短期入所生活介護の目的及び運営方針は、次の各号による。

一 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

二 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2 介護予防短期入所生活介護の目的及び運営方針は、次の各号による。

一 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

二 事業所は、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。

三 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名 称 特別養護老人ホーム第二長寿園

二 所在地 石川県鳳珠郡能登町字布浦ノ字 10 番地 3

（事業所の利用定員）

第 4 条 事業所の利用者定員は、次のとおりとする。

空床利用型 特別養護老人ホームの定員 60 名以内

(従業者の職種、定数及び職務内容)

第 5 条 事業所に勤務する従業者、定数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、業務遂行のため、必要な指揮命令を行うものとする。

二 医師 1 名

入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

三 生活相談員 1 名以上

管理者の指示を受け、入所者の生活・処遇相談、生活・行動プログラムの作成、レクリエーション等の計画・指導、市町等との連携及びボランティアの指導等を行う。

四 介護職員 20 名以上

管理者の指示を受け、入所者の日常生活の状況等の把握に努め、施設サービス計画に基づき必要な介護業務を行う。

五 看護職員 1 名以上

管理者の指示を受け、入所者の病状、心身の状況等の把握に努め施設サービス計画に基づき必要な看護業務を行う。

六 管理栄養士又は栄養士 1 名以上

管理者の指示を受け、入所者の病状、心身の状況等の把握に努め食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。

七 機能訓練指導員 1 名以上

管理者の指示を受け、施設サービス計画に基づき入所者が日常生活を営む上で必要な機能の改善やその減退を防止するための訓練を行う。

八 介護支援専門員 1 名以上

管理者の指示を受け、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱えている問題点を明らかにし入所者が自立した日常生活を営むことができるようにするための施設サービス計画の作成等を行う。

九 事務員 1 名以上

管理者の指示を受け、必要な事務を行う。

十 調理員 1 名以上

栄養士又は管理栄養士の指示を受け、給食業務を行う。

その他職員は、上司の命を受け、利用者の生活に必要な介護全般について担当する。

(営業日及び営業時間)

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 年間 365 日営業とする。

二 営業時間 24 時間営業

(短期入所生活介護の内容)

第 7 条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の内容は次

のとおりとする。

- 一 (予防) 短期入所生活介護計画の作成
- 二 入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話
- 三 日常生活動作の機能訓練
- 四 健康チェック
- 五 相談援助
- 六 その他のサービス提供
- 七 送迎

(利用料等)

第 8 条 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の利用料は次のとおりとする。

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）の利用料等は、介護報酬の告示上の額とする。

- 2 前 1 項の支払いを受ける他、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。
 - 一 食費 朝食 280円 昼食 700円 夕食 520円
但し、厚生労働大臣が定める負担限度額認定（利用者負担第 1 段階～第 3 段階）を受けている場合には、認定証に記載してある食費の負担限度額とする。
 - 二 滞在費（一）個室 日 2,060円 （二）多床室 日 915円
但し、厚生労働大臣が定める負担限度額認定（利用者負担第 1 段階～第 3 段階）を受けている場合には、認定証に記載してある滞在費の負担限度額とする。
- 3 前項各号に掲げる費用の額が係わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い文書により同意を得る。
- 4 前項の場合で、費用等に変更が生じる場合についても同様の手続をとるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 9 条 通常の送迎の実施地域は、能登町、珠洲市とする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 介護職員等は、短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やか主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第 11 条 事業所は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業所は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）

事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第12条 生活相談員等は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - 一 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
 - 二 利用する際の入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の方の迷惑にならないようにする。
 - 三 共有の施設・設備の利用する際は他の方の迷惑にならないように利用する。

（災害対策）

第13条 防災対策として自衛消防隊を設置し、火災その他事故発生時、被害を最小限にとどめるようつとめる。

- 2 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を確保し、消防計画等災害防御マニュアルにより、非常災害に関する具体的な通報・連携体制について定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。
- 4 その他防災については、社会福祉法人長寿会防災管理規程によるものとする。

（サービスの提供の記録）

第14条 事業者は、提供したサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提出しなければならない。

（苦情処理）

第15条 サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受けるための窓口を設置し、苦情を受けた場合その内容を記録する。

- 2 事業者は、サービスに関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条の規定による市町が行う文書その他の物件の提出若しく

は掲示の求め又は市町職員から質問若しくは照会に応じ、利用者から苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに市町からの指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合指導又は助言に従って必要な改善を行い、求めがあった場合は報告する。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第19条 サービスの提供により事故が発生した場合は市町、利用者の家族、利用者にかかる居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、その処置を記録する。

2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第21条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 従業者は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を就業規則に定め周知するものとする。

3 事業所は、適切な指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、指定短期入所生活介護（指定介護予防短期入所生活介護）に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人長寿会が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 13 年 6 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 27 年 5 月 28 日規定第 2 号)

この改正規定中、第 8 条第 2 項ニの（ニ）の改正規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行し、第 11 条の改正規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 4 条第 1 項の利用者定員は、専用床 10 名 但し、特別養護老人ホームの空床も利用可として、石川県知事認可の日まで適用とする。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。